

包括だより

悪質商法注意報！

7月から新紙幣が発行されます！

新紙幣のトラブルに要注意！！

令和6年7月3日発行

岬町杜協地域包括支援センターです。

情報を提供させていただくことで、詐欺や悪質商法、消費者トラブルの未然防止、拡大防止に努めたいと思いますので、関係機関の皆さん、見守りや注意喚起などよろしくお願いいたします。

「今までの紙幣は使えなくなるから、交換が必要」

「旧紙幣と新紙幣を交換するから、ご自宅に伺います」

「旧紙幣を回収するので、紙幣を振り込んで。あとで新しい紙幣を振り込みます」

「新紙幣は偽札だ」

<<紙幣をだまし取ろうとする詐欺が予想されます>>

- 旧紙幣はこれからも使えます。
- 金融機関や行政機関が、新紙幣に交換を求めることはありません。第三者に渡さない。
- 新紙幣についての不審な電話やメール、訪問があった場合は、警察に相談しましょう。

◇ 消費者相談・・・岬町役場 産業観光促進課 ☎ 492-2749

毎月第2金曜日13時～16時（相談無料：予約できます）

◇ 消費者ホットライン ☎ 局番なし188

◇ 大阪府消費生活センター ☎ 06-6616-0888

◇ 警察総合相談窓口 ☎ #9110



～消費者被害の防止に努めます～

岬町杜協地域包括支援センター

〒599-0303 泉南郡岬町深日 3238-24

電話 072-425-9058 FAX 072-425-9059

E-mail:houkatu@misakisyakyo.jp